

バンジヤマン・コンスタン

「近代人の自由と比較された古代人の自由について」

——一八一九年、パリ王立アテネ学院における講演——

訳者 大石明夫

〔訳者せしがや〕

この訳稿は、マルセル・ガウシェ『ベンジヤマン・コンスタン
政治著作集』Benjamin Constant, *Écrits politiques, Textes choisis,
présentés et annotés par Marcel Gauchet*, Gallimard, 1997. に登
場された、「ベンジヤマン・コンスタン「近代人の自由と比較された
古代人の自由について」」——一八一九年、パリ王立アテネ学院におけ
る講演——

この講演——Benjamin Constant, *De la liberté des anciens com-
parée à celle des modernes*, Discours prononcé à l'Athénée royal
de Paris en 1819. の英訳である。訳主は「テクベト」が多く
の聴衆を前に口頭でなされた講演であった点を考慮し、なるべくそ
の雰囲気を生かす心掛けだが、却って訳文が冗漫に流れ、また、

じつまでもなく文章表現上の難点や、とりわけ思わぬ誤訳があったかも知れない。お気付きの点があれば御教示をお願いしたい。なお、本『著作集』には、いにしに訳出した講演の他に、コンスタンの主要な政治的著書、すなわち、かれの主著とされる『政治の諸原理』*Principes de Politique applicables à tous les gouvernements représentatifs et particulièrement à la Constitution actuelle de la France, 1815.*を始め、『征服と篡奪の精神について』*De l'esprit de conquête et de l'usurpation dans leurs rapports avec la civilisation européenne, 1814.*『文部・政治論集』*Mélanges de littérature et de politique, 1829.*が収録されており、それぞれの著作毎に編者M・カーラーは、きわめて詳細な註釈が長文の序言Prefaceと共に加えられているが、それは本講演についても同様である。しかし、いにしへ、それらを参照しながら、いふへ簡単な訳者の註を末尾に付け加えるにとしたまいた。

さて、かの名作『アドルフ』を始めとする一連の自伝的・内省的諸作品によつて、夙にその名を知られたバンジャマン・コンスタン（一七六七—一八二〇）であるが、かれの政治思想が注目され、高く評価されるようになつたのは、じく最近、今から約二〇年前の一九八〇年、前記『政治の諸原理』の校訂版がはじめて出版されて以後のことであるらしい。この点について、たとえば、一九九七年に刊行された本書の普及版に序言を書いたツヴェタン・トドロフ Tzvetan Todorov は、その冒頭に「これまで長い間、人びとは政治思想史上、大革命以後のフランスでは、ある種の停滞が続いたと信じてきた。つまり、ヤンテスキューの『法の精神』（一七四八年）、ルソーの『社会契約論』（一七六二年）を頂点とする啓蒙時代の豊かな作品の後、トックヴィルの『アメリカにおける民主主義』（一八三五年）以

前には、それらに匹敵するいかなる作品も現われなかつた、というのである。しかし、こうした印象は、一八〇六年に書かれたが公刊されず、ようやく一九八〇年になって始めて、その校訂版が出版され、その後には一掃された。……本書の刊行によって、それまで欠落していた鎖の一環が復元され、思想史が新たな意味を帯びるに至つた」と述べているほどである。

しかし、それはさておき、いにしにコンスタンの政治思想を要約すれば、まず、かれの政治思想の出発点には、ルソーとモンテスキューという十八世紀フランスの政治思想を代表する思想家があり、かれは、これら二人の思想家の理論を批判しながら繼承し、綜合することによって、かれの政治理論を構成したといえよう。すなわち、かれは、基本的にはルソーの人民主権の要請を受容し、権力は人民の総意（一般意志）の発現でなければならず、この意味では、かれは、フランス革命によって成立した体制が人民主権にもとづく民主主義の体制であったことを認めていた。しかし、この体制は同時に、恐怖政治にみられるところ、專制的にもなりうる体制であった。それゆえ、かれによれば、人民が主権者であることを要請するだけでは不十分であり、それに加えて、この人民主権といえども、それには一定の限界があり、これを逸脱してはならないとされたのである。この点でかれは、いかなる権力であれ、それが無制限に行使されることはならず、抑制されるべきであるとするモンテスキューの要請、すなわち権力制限=自由主義の原則をも受容する。しかし、同時にかれは、権力が法律や、その権力以外の他の権力によって制約されるべきであるとするモンテスキューの解決方法では十分ではなく、あらかじめ法律を制定する者が権力行使者の活動を、ある一定の範囲

内でのみ許可しておこことがある必要であるというのである。

こうしてコンスタンによれば、権力は、その根源において正当であるだけでなく、それが実際に行使される場合の、その態様においても正当でなければならず、これをいいかえれば、かれにとって最も政治体制とは、主権者たる人民の一般意志が一定の限度内でのみ、節度をもって発現する体制であるとされるが、それは、いわば民主主義と自由主義との相異なる二つの原理が未分化のまま結合されている体制であったといえよう。しかし、それよりも、ここで見落してはならないのは、かれのこうした考え方の根底には、いかなる権力であれ、それが正当なものであれ、不当なものであれ、また、それが分割されたものであれ、統合されたものであれ、とにかくいかなる権力であっても、それが介入することのできない領域、すなわち、個人の私的生活の領域が存在し、そこでは個人が唯一の支配者であるとする信念があり、これがかれの自由論の核心をなすものであったという点である。

さて、コンスタンの自由論であるが、かれは、自由の観念について「自由とは、個人が何かをなす権利をもち、社会がそれを妨げる権利をもたないこと……」と定義する。この定義づけによつて、かれは、人間存在には社会的領域と個人的領域との二つの領域、すなわち、社会が個人に対して統制力を及ぼしうる領域と、個人が自身で自己を管理する領域があるとする前提の下に、自由は、これら二つの領域を隔てる境界線を越えて、社会の統制力が個人の領域に立ち入ることができない境界を示す柵のようなものであり、個人は、この柵内にあっては自分自身で万事を処することができる主人公であると主張する。それゆえ、自由は、かれにとって、まず何よりも個人の私的生活領域における自由、すなわち、個人的自由を

意味しており、この私的生活領域には、国家権力を含むいかなる社会的統制力も介入してはならない聖域である、とされているのである。ただし、かれによる個人的自由の主張は、財産の所有者が望む安穏な生活、利己的な幸福の追求あるいは、その享受にのみ還元されるものではなく、堤林劍氏が最近の論文「自由のパラドックス——ルソー・コンスタン・バーリン——」(『思想』一九九八年一月号)で指摘されているとおり、「人間が独立した人格として、そして社会的および道徳的存在として生を営むのに不可欠な権利としての自由」を要求する、ルソー的意味での「道徳的自由」を含意するものであつたことは、本講演中にも示されているとおりである。次に、先に述べた人間存在の社会的領域に対応する自由として、コンスタンは、個人的自由とは別にもう一つの自由のカテゴリーを設定する。それは、かれの用語によれば人間存在の社会的活動様式としての自由であり、かれは、これを個人的自由に對置して政治的自由と名付けたのである。それは要するに、個人が自己の所属する社会体あるいは國家の政治生活に参加する自由のことであるが、コンスタンが本講演の題目を「近代人の自由と比較された古代人の自由」と表示した場合、その前者、すなわち近代人の自由が個人的自由に該当し、後者、すなわち古代人の自由が政治的自由を意味していたことは、いうまでもあるまい。

さて、その題目から推察されるとおり、コンスタンは、本講演では自由の問題を歴史的に考察する。すなわち、かれによれば歴史は、神の導きの下で自己完成功力をもつ人間が、その完成化に向かう過程であり、それは具体的には、人間の知的平等化への傾向が進展して文明を生みだし、発展させる過程である。そして、その文明が発展する過程とは、同時に個人が社会的権威、社会の統制力から解放

される過程をも意味するものとされるのであるが、こうした個人の解放あるいは個人的自由の觀念は、かれによれば、十八世紀以降のヨーロッパに始めてみられるようになつたものであり、古代ギリシア人には、こうした觀念は形成される余地がなく、そこでは個人は、全面的に全体社会に捧げられたとされるのである。ところが、コンスタンによれば、古代人たちは、他面において個人的自由とは異なる、もう一つの自由の形式を育んでいたとされる。すなわち、そもそも古代人の目的は、社会共同の権力に参加すること、いいかえれば、同じ祖國に属するすべての市民に権力を分配し、市民がその権力を行使することにあり、それがかれらによって自由と名付けられたものである。これに対して、近代人の目的は、個人の私的生活領域における諸自由を享受することであり、近代人の自由とは、個人的自由が法律によって、あるいは正当な権力によって保証されることを意味しているのである。

コンスタンは、本講演において、古代人の自由と近代人の自由とをこのように区分し、比較することによって、平等化が進んだ近代文明国家では、近代人の自由＝個人的自由が必要であると主張したわけであるが、それは先にも触れたとおり、けつして安穏で、利己的な利益の追求のみを目的としたからではなく、人間の幸福にとって個人の私的諸自由の保障が必要不可欠であり、また、人間の完成化にとつても、それが唯一、価値あるものとされているからである。しかし、ここで留意しなければならないのは、かれが古代人の自由＝政治的自由の効用を過小評価していない点である。すなわち、かれにとって政治的自由は、近代国家にあっても個人的自由の保証機能を發揮することが期待されているばかりでなく、人間の心を貧しくする危険性のある個人主義に対する平衡錘の役割をはたすべきもの

とされているのである。

コンスタンがこの講演をしたのは一八一九年の二月であったが、その翌月には、かれは議会選舉に当選し、それ以後も反動化する復古王政下にあって、極右王党派に真向から対立する自由派の議会政治家として実践活動を続けたのであり、この点でかれにあっては、いわば理論と実践とが切り離し難く結びついていたといえよう。そこで最後に、先にあげたトドロフの序言から次の二節を紹介して、この訳者はしがきの締め括りとさせていただきたい。「かれ（コンスタン）の著作は、ただ政治活動のためのプログラムではなく、世界を認識し、理解し、判断するための要素を示したものである。つまり、一方に理論があり、他方に実践があるというのではない。かれにあっては理論化された実践、現実によつて試される理論があるのみである。……コンスタンのもつとも実り豊かな思想は、たとえば古代人の自由と近代人の自由との有名な対比にみられるように現実と抽象、歴史と原理との照合に由来する成果である」。

皆さん

私は、これから、あなた方に二種類の自由を区別する、いくつかの点を提示したいと思います。これら二つの自由の相違点は、これまで気付かれなかつたか、あるいは、ごく僅かしか注目されなかつたのであります。今もなお、相当に目新しいものであります。その一つは、それを行使することが古代の人びとにとつて、きわめて重要であった自由であり、他の一つは、それを享受することが近代の諸国民にとって、とりわけ貴重な自由であります。そして、これら二つの自由の相違点を探求することは、もし私が間違つていなければ、二重の意味ではなはだ興味深い問題であると思われます。

まず第一に、これら二種類の自由を混同することによって、われわれの革命の期間中、あまりにもよく知られた時期にあって、われわれの間に多くの不幸がもたらされたのであります。⁽¹⁾ フランスは、この革命の張本人たちが、かれらの意図がほとんど実現されなかつたことにいらだち、フランスに対して、それが望まなかつた幸福を無理に受け入れさせようとし、また、逆にフランスから、それが望んだ幸福を奪い取る無益な試みのために、すっかり疲れてしまつたのであります。

第二に、われわれの幸運な革命（私が、この革命の行過ぎにもかかわらず、それを幸運な革命と申しますのは、私がその結果に注目するからであります）によって、われわれは現在、代議政体の恩恵に浴することになり、はじめて幾分かの自由と安

息と見いだすことができるようになったのであります。この代議政体が、なぜ古代の自由な諸国民には、ほとんど全く知られなかつたのか、その理由を探ることは非常に興味深く、また、有益でもあるからであります。

私は、古代におけるいくつかの諸国民、たとえばラケダイモン⁽²⁾の共和国とか、われわれの先祖であるガリア人には、代議政体の痕跡が識別されると主張する人びとがいることは、よく承知しておりますが、しかし、その主張は間違つたものであります。

ラケダイモンの統治は、修道士風の禁欲的な貴族政治であり、けつして代議政の統治ではなかつたのであります。そこでは諸王の権力は制限されておりましたが、それはエフォロイたちによって制限されていたのであり、現在のように、選挙によってわれわれの自由の擁護者たちに負託された任務に類似する使命を託された人びとによって制限されていたのではありません。たしかにエフォロイたちは、諸王によって指名された後に、人民によって任命されました。しかし、かれらは、わずかに五名だけであり、また、かれらの権力は政治的であるのと同様に宗教的でもありました。かれらは統治の管理・運営、すなわち行政権に関与しました。そして、それによってまた、かれらの特権は、古代の諸共和国におけるほとんどすべての民衆的執政官と同じように、ただ単に専制に対する防壁であるだけではなく、時には、それ自身が耐え難い専制ともなつたのであります。

ガリア人の政治体制、それは今日でも、ある党派がわれわれのところに復活させようとしている体制でもあります。それは神政政治的であると同時に、軍事的でもある体制でありました。そこでは神官が無制限な権力を享有し、軍人階級あるいは貴族階級がまことに並外れた、そしてまた威圧的な特権を保持しております。人民には何らの権利も保証も与えられていなかったのであります。

ローマでは、ある程度まで、護民官⁽⁶⁾が代議政的役割を演じておりました。つまり、かれら護民官たちは、諸王を打倒した少數の支配者たちによって幾世紀にもわたり、きわめて苛酷な隸従状態におかれていた平民たちのために、その代弁者となつてゐたのであります。しかし、それにもかかわらず、人民は政治的な諸権利の大部分を直接、行使しております。人民は法律を採択し、告発された貴族を裁判するために集会を開いていたのであります。だからこそ、ローマには代議制の痕跡はほんのわずかしか残されておりません。

この代議制は、近代人が始めて発見した制度であります。皆さん、あなた方もやがてお分かりになると思いますが、古代における人間の状態が、このような制度を導入し、定着させることが不可能にしていたのであります。古代の人びとは、こうした制度の必要性を感じることも、その制度の利点を評価することもできなかつたのですが、それは、かれらの社会組織がかれらを、この制度がわれわれに確保してくれる自由とは全く異なる、別の自由を望むように仕向けていたからであります。

今夜、私がお話し申し上げたいことは、この真実をあなた方に明らかにすることに他ならないのです。

さて皆さん、あなた方は先ず現在、イギリス人、フランス人、アメリカ合衆国の住民たちが自由という言葉をどのように理解しているのか、それを考えてみて下さい。

自由とは、かれら各人にとつて法律にのみ従う権利であります。個人あるいは複数の個人の気まぐれな意志によつて逮捕されず、拘禁されず、殺されず、また、いかなる手段をもつてしても虐待されない権利であります。それはまた、かれら各人にとつて自己の意見を述べ、自己の職業を選択し、それに従事する権利であり、自己の財産を自由に処分し、浪費すらもすることができます。それはまた、何らの許可も受けることなく、その理由や行程を報告する義務もなく往来する権利でもあります。さらに、それは、かれら各人にとつて他の人びとともに、かれらに共通する利害について協議し、かれらが選択する信仰を表明し、あるいは、ただ単に、より以上に自分の好みや気分に適した仕方で数日間・数時間過ごすために集合する権利であります。そして、最後に、それは、かれら各人にとつて、すべての、もしくは特定の役人を任命することにより、あるいはまた、程度の差はある、当局が考慮せざるをえない勧告、請願、要請などをすることによって政府の行政活動に強い影響

力を及ぼす権利であります。そこで今度は、このような自由を古代人の自由と比較していただきたいと思います。

古代人の自由とは共同で、しかし、直接に主権全体のいくつかの部分行使すること、すなわち、公共の広場に集合して戦争と平和について討論し、外国人との間に同盟条約を締結し、法律を採択し、判決を言い渡し、役人たちの報告、議事録、業務の執行などを調査・検討し、さらに、その役人たちを全人民のもとに出頭させ、かれらを告発して有罪あるいは、その無罪放免を決定することができます。古代人が自由と名付けるものは、そこにあるわけですが、しかし、それと同時に、かれら古代人は、この共同的自由が人民全体の権力への個人の完全な従属と両立しうるものとして、その自由を容認していたのであります。皆さんも先程、私共が確認したばかりの、近代人にとって自由に欠くべからざる構成要素となつております権利の享受が、古代人にはほとんど何も見当らない点に、お気付きのことだと思いますが、たしかに古代人にあつては、私的な活動のすべてが厳しい監視の下におかれていたのであります。さまたま意見や職場活動、とりわけ宗教といった点についてまでも、個人の独立性には、その価値が全く認められないことがあります。みずから信仰を選択する能力、それは、私共がもつとも貴重な権利の一つであると考えているものであります。その権利が古代人にとっては犯罪を意味し、背徳の行為であるとされたのであります。私共には全く取るに足らない

ものと思われる些細な事柄にも、社会全体の権力が介入して個人の意志を拘束しました。スパルタ人の間では、テルパンドロス⁽⁶⁾がかれの竪琴に一本の弦を付け加えようとしたことですら、エフォロイを立腹させずにはおかなかつたのであります。さらに権力は、きわめて家庭内的人間関係にも干渉します。ラケダイモンの青年は、自分の若妻を自由に訪問することができます。また、ローマでは、監察官⁽⁷⁾が家族間の内部にまで監視の目を向け、法律が習俗すらも規制しようとしましたが、習俗というものは、すべてに関わるものでありますから、結局、そこでは法律がすべてを規制するという結果をもたらしたのであります。

こうして古代人にとっては、通常、公共の事柄に関して、ほとんど支配者の地位にある個人が、その私的なあらゆる関係において奴隸状態におかれることになります。かれは公民としては、平和と戦争について決定を下します。しかし、個人としては、かれのあらゆる行動が狭い枠に閉じ込められ、監視され、処罰の対象となります。共同社会の一部分としてのかれは、役人あるいは上級者に対して質問を発し、これを解任し、処罰し、財産を没収し、国外に追放し、死刑に処することができます。その反面、かれは、共同社会に従属する者として、今度は、かれがその一部分である全体の無制約な意志によって、その身分をとりあげられ、その栄誉を剥奪され、国外に追放され、死刑に処せられるのであります。近代人にとって、逆に個人は、私的生活においては独立しておりますが、もっとも自由な国家に

おいてすら、かれは外見上でのみ主権者しかありません。かれの主権は制限されたものであり、しかも、ほとんど常時、停止されています。さらに、かれは、たしかにある限られた、それもごく数少ない一定の時期、さまざまな警戒や束縛に取り囲まれて、この主権を行使しますが、それは結局のところ、かれがこの主権を放棄するためでしかなかったのであります。

ところで皆さん、ここで私は、予想される反論にお答えするため、しばらくお話を中断しなければなりません。たしかに古代にあっても、共同社会への個人生活の従属が、先に私が述べましたほどには全面的でない共和国が一つ存在しております。

しかもこの共和国は、当時のすべての共和国中でもっとも著名な共和国であります。それは、すでに皆さんもお察しのとおり、アテネであり、私は、そのアテネについて述べようとしているのであります。後でまた、私は、この問題に立ち返り、そこでのありのままの事実を認めたうえで、その原因を解明したいと思います。つまり、私は皆さんと共に、すべての古代諸国家の中で、なぜアテネの人びとが近代人にもっともよく似ているのか、その理由を検討するつもりであります。古代、アテネ以外のところでは、どこでも社会の管轄範囲は無制限であります。コンドルセが述べておりますように、古代人は個人の権利といふ観念を全くもつていなかつたのであります。いわば人間は、法律がそのばねを調節し、その歯車を回す機械のような存在でしかなかつたのであります。これと同じ従属状態によつて、

ローマの共和国が栄えた数世紀間もまた特徴づけられており、そこでもまた、個人が種族に、市民が都市にそれぞれ埋没していましたのであります。

そこで私共は、ここで古代人と、近代人であるわれわれとの間の、この根本的な違いが何に由来するのか、その根源にさかのぼつて考えてみたいと思います。

古代の共和国は、すべて狭い境界線に閉じ込められており、それら共和国の中でもっとも人口が多く、強力であり、注目に価する共和国であつても、その面積は、もつとも小規模な近代国家に及ばなかったのであります。そして、古代共和国の面積が狭小であつたという、そのことの必然的な結果として、これら共和国は、いざれも好戦的にならざるをえません。各共和国の人民は、たえず隣国を傷つけるか、逆に、隣国によって傷つけられたのであります。それゆえに、これら共和国は相互に敵対し、いわば必然性に駆り立てられて不斷に戦争をするか、そうでなくとも脅威を与え合つたのであります。たとえ他国を征服したくない共和国であつても、他国によって征服される危険を冒したくなれば、その武器を手離すことができません。すべての共和国は、戦争という代価を支払つてみずから安全と独立、そして、その存在のすべてを購なつたのであります。戦争は、古代における自由な国家の恒常的な関心事、ほとんど習慣的な活動になつてしまつたのであります。そして最後に、このような存在様式の必然的な結果として、これらすべての国

家は奴隸を所有するに至りました。単純で機械的な仕事、さりには、いくつかの国民にあっては企業経営的な職業ですらも、鉄鎖につながれた人間の手に委ねられます。

近代世界は、これとは全く対照的な光景をわれわれに呈しております。現在では、もっとも小さい国であっても、かつてのスバルタあるいは、およそ五世紀間にわたるローマとは比較にならないほど広大であります。また、ヨーロッパは現在、いくつかの国家に分割されておりますが、それすらも人間知性の進歩のおかげで、実際にそうであるよりも見かけだけのものになつております。かつては各国民が孤立した一家族を形成し、それぞれの家族が他の家族を生來の敵としていたのに反して、今では無数の人間が異なつた名称や、多様な社会組織の形態の下で、

しかし、それにもかかわらず、本質的には同質のものとして生存しているのであります。これら無数の人びとは、もはや野蛮の群を恐れる必要が全くないほど十分に強力であり、戦争も、かれらにとっては重荷でしかないほどの見識をもつております。かれらの一一致した傾向は、平和に向かっているのであります。

ここで述べました古代と近代との違いは、そこからまた、もう一つの両者間の相違点をもたらしております。戦争は商業に先行するものであります。と申しますのも、戦争と商業は同じ目的、すなわち、人が欲しいと思う物を手に入れるための相異なる二つの手段に他ならないからであります。商業は、ある物を所有したいと願う者が、その物を所有する者の力に払う敬意

以外の何物でもありません。それは、人がもはや暴力によつて獲得することを望まない物を、合意の上で手に入れるための一つの試みであります。常に最強である人間は、けつして商業の観念をもたないでしよう。戦争、すなわち他者の暴力に対しても、必ずから暴力行使することが、この人間をさまざまに抵抗や失敗といった危険に遭遇させた結果、かれが商業、つまりは他者の利益を自己の利益に適うことと一致するようにさせる、より穏やかな、そして、より確実な手段に頼らざるをえなくさせるもの、それが経験なのであります。戦争は衝動であり、商業は打算であります。だからこそ商業が戦争にとって代る時代が到来するのは当然であり、われわれは今、この時代に到達しているのであります。

私は、古代人には商業に従事する人びとがいなかつたと言おうとしているのではありません。しかし、当時にあつて商人は、いわば一般的な原則に対する例外をなしていったのであります。講演というものの性質上、それには制約がありますから、古代にあって商業の発達を妨げる諸要因のすべてを、ここで指摘することはできませんし、また、あなた方も、すでに私と同じよう、それらについて承知しておられるはずでありますから、私は、そのうちのただ一つだけをとりあげたいと思います。古代には羅針盤というものが知られていなかつたために、古代の船乗りたちは、かれらにとって最低限可能であった、沿岸を見失わないようにするということが、どうしても必要であります。

た。当時、ヘラクレスの柱⁽⁹⁾を横断すること、つまり、ジブラルタル海峡を通過することは、大胆きわまる企てとされており、もつとも巧みな船乗りとされていたフェニキア人やカルタゴ人ですら、ずっと後になつてから、はじめてそれを試みたのであります。これから直ぐにお話し致しますアテネにあって、海上貿易の利益率は約六〇パーセントであります、通常の利益率は、わずか一二パーセントでしかなかつたのでありますから、それほどにまで遠洋航海というものは危険であると考えられたのであります。

さらに、もし可能ならば、皆さん、ここで私は脇道に逸れて、古代の商人たちが他国人のびとと取引をする際の風習・慣行・方法などを、その細部にわたつて検討し、それによつて、かれらの商業すらも、いわばその時代の精神、かれらを取り巻く戦争や敵意といった環境に深く影響されていた点を明らかにしたいのですが、それは相憎く、あまりに長くなつてしまひますので差し控えねばなりません。ただ一言、申し上げれば、古代にあって商業といふものは、ただ単に幸運な偶然の出来事に過ぎなかつたのであります。今日では、それは諸国民にとつて日常的な状態であり、共通した目標であり、さらに、それは諸国民に普遍的な傾向であり、本来の生活そのものに他ならないのであります。それら諸国民は休息を望み、休息と共に安樂を望んでおります。また、かれらは安樂の源泉としての経営を望んでいるのであります。戦争も、かれらにとつては、その毎日々々

が、かれらの願望を達成するためのより効果的な手段に過ぎません。戦争という機会は、個人にとつても、諸国民にとつても、平穏な作業や公正な取引の成果に匹敵する利益をもたらすものではなくつたのであります。古代人にあつて幸運な戦争というものは、全般的・個別的な富の他にも奴隸、貢物、割譲地を増やしたのであります。近代人にとっては、たとえ、それが幸運な戦争であつても、戦争による出費は間違いなく、それがもたらす価値を超過しているのであります。

さて、こうして今や、商業、宗教、人類の知的・道徳的進歩のおかげでヨーロッパの諸国民にあつては、奴隸は存在しなくなり、自由な人びとがあらゆる職業に従事し、社会のあらゆる必要を満たさなくてはならなくなつたのであります。

皆さん、すでにお察しのとおり、こうした古代と近代との間の違いがもたらす必然的な結果は明らかであります。

まず第一に、一国の面積が広がれば、その分だけ各個人が持ち分として手に入れる政治的重要性は低下します。ローマやスバルタの全く無名の共和主義者であつても、かれは一つの力を意味していたのであります。今やイギリスやアメリカの一介の市民は、そうではありません。かれ個人の影響力は、政府に對して、その活動に一定の方向を与える社会的意志の目に見えない構成要素に過ぎないのであります。

第二に、奴隸制が廃止されれば、自由民は、それまで奴隸が労働の大部分を負担していたことによつてもたらされた、余暇

のすべてを失なう結果になります。かりにアテネに奴隸民がいなければ、二万のアテネ人たちが連日、公共の広場に集まつて公事を論ずることなど、およそ不可能だつたことでしょう。

第三に、商業は戦争と同じく、人間生活のために無為に過ごすことのできる時間的余裕というものを残してくれません。古代の自由な人びとにとって、それがなければ苦しい無気力状態の重みで衰弱してしまつたかも知れない、いわば頼みの綱とでもいうべきもの、それは、絶え間なき政治的諸権利の行使、国事に関する日々の討論、さまざまの議論、秘密の集会、ありとあらゆる隊伍を組んでの行進、さまざまの分派活動、さらには、あえてこの表現を用いれば、空白を埋める場つなぎともいふべき、欠かすことのできない騒動などがありますが、そうしたことは、近代の諸国民にとっては困惑や疲労をもたらすだけのものであります。近代諸国における各個人は、みずから商取引、企業経営、そして、かれが手に入れ、あるいは手に入れたいと願う享受ということに没頭しているのであります。そこから引き離されることはあっても、それはただ一時的にであり、かつ、可能な最小限度にとどまって欲しいと願っているのであります。

最後に、商業は、人びとに對して個人的独立への強い愛着の念を抱かせるものであります。商業はまた、権力の介入を俟たずに、かれらの生活に必要な物を供給し、かれらの願望を満たしてくれるものであります。この権力の介入は、ほとんど常に

——私は何故か、ほんとどという言葉を使つてしましましたが——実は、この権力の介入は、常に必ず迷惑であり、苦痛をもたらすものであります。集団的権力が個人の商取引に干渉しようとする場合には、その権力は必ず、取引に従事する人びとに害を及ぼす結果になるでしょう。また、政府がわれわれの仕事を自分自身の手でしようとするれば、その政府は、この仕事をわれわれよりも下手に、そして、無駄な費用をかけてするに違いないであります。

皆さん、私は先ほど、あなた方にアテネについて述べる予定であります。それはアテネの例をあげて、私の主張のいくつかに反論がなされることが予想されるからであります。逆に、アテネの例は、私の主張のすべてを裏付けることになるでしょう。

アテネは、すでに私が述べましたとおり、ギリシアのあらゆる共和国の中で、もっとも商業の盛んな共和国であります。アテネはまた、その市民たちに、ローマやスパルタより遥かに多くの個人的自由を与えておりました。もし私が、ここで歴史上の細部に立ち入ることができますならば、私はあなた方に商業というものが、近代人から古代人を区別する相違点のいくつかをアテネから消滅させた点について述べてみたいと思います。アテネの商人たちの精神は、現在の商人たちの精神と同じであります。クセノフォン⁽¹⁾がわれわれに伝えるところによりますと、ペロポネソス戦争⁽²⁾の間、アテネの商人たちは、かれらの資産を

アッティカ本土から引き揚げ、それをエーゲ海の島々に送り込んでおります。つまり、商業が商人たちの間に流通を生みだしたのであります。われわれはまた、イソクラテスに為替手形が使用された痕跡を見るることができます。さらに、これら商人たちの習俗が、どれほどわれわれの習俗と似通っていたか、これにも注目していただきたいと思います。アテネの商人たちは（私は、ここでもクセノフォンを引き合いに出してお話しするのですが）、皆さんもお分かりのとおり、かれらの妻たちとの関係にあって、かれら夫婦の家庭生活が平穏と慎しい親愛の情に満ち溢れ、それに夫婦が満足している場合には、夫は、人間本能の抗し難い力に対し、あまりにも脆くて弱い妻のことをよく理解してやり、また、さまざまな激しい情念の抑制できない力に惑わされる妻には、これを大目に見て知らぬふりをするのであります。つまり、かれは、妻の脆さを許容し、妻の情念を気にしないのであります。これら商人たちはまた、外国人との関係にあっても、これもお分かりのとおり、どの外国人に対しても自國の市民権を惜しみなく与え、自分の家族と共に外国人の居住地に出掛け行き、そこで仕事を見付け、作業する場所を設定しております。最後に、われわれは、かれらが個人の独立に極端な愛着心を抱いていることに驚かされます。ある哲学者⁽¹³⁾によればラケダイモンでは、市民たちは役人がかれらを召喚すれば、すぐさま駆けつけますが、アテネ人は、その場合、まるで自分が役人に支配されているようだと感じて、絶望

的な気分になるだらうというのであります。

しかしながら、それとは別に、アテネにあつても古代国家の諸国民を特徴づける、いくつかの状況が認められます。たとえば奴隸民が存在し、領土がきわめて狭小であったというような状況がそれであります。したがって、われわれは、アテネにも古代人に特有な自由の痕跡を見いだすことができるのであります。人民が法律を制定し、役人たちの行動を調査・検討し、かのペリクレス⁽¹⁴⁾に対してさえも、その行動を釈明するよう命令し、さらに、アルギヌサイの海戦⁽¹⁵⁾に際しては、命令を発した將軍たち全員に死刑を宣告したのであります。同時に、当時のすべての立法者が推奨した合法的專制ともいうべきオストラシズム⁽¹⁶⁾、それは私共にとって、きわめて不愉快きわまる不当な行為と思われますし、また、そう思われるのが当然であります。このオストラシズムは、アテネにおいても個人というものがなお、総体としての社会による支配に完全に従属していたこと、そして、今日のヨーロッパにおける自由な国家社会にあっては、いかなる個人も、けつしてそのような存在ではないことを証明するものであります。

ただ今、私が申し上げましたところから当然、われわれは、集団的権力への積極的・恒常的な参加を意味する古代人の自由を、もはや享受することはできないという結果に到達するのであります。われわれにとっての自由は、いうまでもなく私的な独立を平穏無事に享受することから成り立つべきであります。

古代にあって、各個人が国民主権に参与することは、現にみられるような抽象的推測では毛頭ありません。各個人の意志は現実的な影響力をもっており、この意志を実行に移すことは生き生きとした、繰り返し味わうことのできる喜びに他ならず、それゆえに古代人は、かれらの政治的権利と、国家行政に占める役割とを保持するため、進んで多くの犠牲を払う気持を抱いていたのであり、また、かれらの一人々々がみずから投票に含まれる価値のすべてを誇りをもって感じとり、かれに独自の重要性を自覚することに十分な満足感を覚えていたのであります。

しかし、こうした満足感は、もはや今日のわれわれに見いだすことはできません。大衆の中に見失われた個人は、かれが与える影響力というものを、めったに感知することができなくなり、かれの意志が集団に刻み込まれることもありません。つまり、かれ自身の目には、集団への自己の協力を確認できるものは何もなくなったのであります。したがつて、政治的諸権利の行使も、かつて古代人がそれに見いだしていた満足感の、ほんの一部分しか与えてくれなくなっていますが、他面では、これと平行して文明の進歩、時代の商業化への傾向、諸国民相互間の交流といったことが、個人の私的な幸福のための諸手段を無限に増加させ、多様化させてきています。

その結果、われわれは古代人よりも、われわれの個人的独立に対して遙かにより以上の愛着をもつようにならざるをえない、

という結果になります。と申しますのも、古代人は、かれらが政治的諸権利のために、この個人的独立を手放した場合、かれらは、より多くのものを手に入れるために、より少ないものを手放したことになりますが、これに反してわれわれは、それと同じもの、すなわち、個人的独立を手放せば、結局、より少ないものを手に入れるために、より多くのものを手放すことになるからであります。

古代人の目的は、祖国を同じくする市民の全員が社会の集団的権力を共有するところにあり、そのことが、かれらが自由と名付けたものであります。ところが近代人の目的は、個人の私的な享受の安全が保証されることであり、近代人は、その享受が政治制度によって与えられる保証を自由と名付けたのであります。

私が、このお話を始めに申しましたように、これら二種類の自由の違いに気付かなかつたために、ある人びと、しかもかれらは善意ある人びとでしたが、その人びとが、われわれの長期にわたる革命の動乱期にあつて数知れない不幸を引き起したのであります。しかし、私は、けつしてかれらに対し、あまりに厳しい非難を浴びせるようなことがあつてはならず、かれらの犯した過ちすらも、これを大目に見るべきであるうと考えます。われわれは、近代的な類いのものを全く感じさせない、一種独特の名状し難い感動を与えられることなしには、古代のすばらしい著作を読むことも、また、古代の偉大な英雄たちの行

動を思い浮かべることもできません。いわば、われわれ近代人の特性に先行する人間性の古い諸要素が古代を想起することによって、われわれに蘇るように思われるのであり、また、人間のさまざまな能力が、あらかじめ定められた方向に向かってではあれ、それら諸能力に固有の、あれほどの力に支えられ、あれほどの活力と品位に満ちた感情をもつて壮大な活動の場に展開された、この時代を愛惜の念をもつて思い起さずにはいられないのです。そしてまた、われわれは、こうした愛惜の念に身を任せるとき、その時代を模範にしたいと思わざるをえないのです。

ところで今日、この時代についてわれわれが抱いております、このような印象は、とりわけ実力もないのに不合理きわまる方針と、とるに足らない貧弱な活動に終始しながら、なおかつ抑圧的であつた過酷な諸政府、しかも、これら諸政府はまた、專制を支配の手段とすることによって、人間の価値そのものの低下を目的とするような政府に他ならなかつたのであります。われわれが、こうした諸政府の不当な支配下におかれていた時代にあっても、まことに根強いものがありました。ある人びとは、われわれ自身が、これら諸政府の頑迷と無力、そして遂には、その瓦解に至るまでの目撃者であり、犠牲者でもあつたことをすっかり忘れてしまつたかのように、今なお、おこがましくもそれら諸政府のことを誇大に称賛しているのであります。たしかに、われわれの改革者たちの目的は、まことに高邁にし

て、かつ献身的であったと申してよいのであります。われわれの中でこれら改革者たちが切り開いてくれたように思われた、新しい進路の入口に立つたとき、希望で胸の高鳴るのを覚えた者があつたでしょうか？それゆえ、われわれの最初の先導者たちが犯した何らかの過ちを認めることは、けつして、かれらの追憶を色褪せたものにすることでもなければ、これまで各時代を通じて人間性の擁護者であつた人びとが表明してきた主張を非難することでもない、と宣言する必要をいまだに理解しない人間共に災いあれ！と叫びたいところであります。

さて、ただ今述べました、われわれの最初の先導者たちは、かれらの理論を構成する諸要素のいくつかを、次にとりあげる二人の哲学者たちの著作から引き出していたのであります。これらの哲学者たちは、過去二千年の間に人類の精神状態にもたらされた諸々の変化に、かれら自身では気が付かなかつたのではないでしょうか。私は、いつか、これら哲学者たちの中でもっともよく知られた哲学者、すなわちジャン・リチャード・ルソーの思想体系を検討し、遠い過去の幾世紀間のことについた社会的権力、いいかえれば集団によって共有される至高の権力というものを、ある範囲内でわれわれの近代に移し入れることによって、もつとも純粹な自由への愛を奮い立たせた、この卓越した天才が、それにもかかわらず、さまざまなかつての暴政に有害な口実を与えた所以を解明したいと考えております。⁽¹⁾もちろん、私がルソーの明らかにされるべき重要な思い違いを指摘

する際には、かれに対する私の反論は慎重でなければならず、また、かれへの私の批判も丁重になされねばならないでしょう。

これはいうまでもないことですが、私には、この偉大な人物を誹謗する人びとに加担する意図は毛頭ありません。偶然、表面的にせよ、私がある一点において、かれらと一致する場合がありましても、その際には私は、まず自分自身に対し警戒心を抱くことでしょう。ただ一つの、それも部分的な問題について、ほんの束の間であっても、私がかれらの意見に同調したように思われる場合には、私自身がルソーを非難するこれらの、いわゆる付和雷同者になつた限りにおいて、私はそこから立ち直るために、自分自身を否認し、激しく糾弾する必要を認めるものであります。

しかしながら、並外れた才能の輝きと、華々しい名声にもとづく権威とが非常に強力なものとした考察でありましても、それが真理の価値を凌駕するようなことがあってはなりません。ただし、以下に述べますところからお分かりのとおり、私が反論しようとしております過ちの主たる原因を帰すべき者は、けつしてルソーではありません。その過ちは、かれの後継者の一人、すなわち、かれほどの表現力はないけれども、かれに劣らず峻厳であり、かれよりも遙かに極端なマブリ師⁽¹⁸⁾に帰すべきものであります。かれこそは、古代的自由の基準に則って、国民が至高の存在であるために市民は完全に支配されるべきであり、また、人民が自由であるために個人は奴隸状態におかれるべきで

あるとする体制の代表者とみなされる人物に他ならないのです。

さて、マブリ師もまた、ルソーやその他多くの人びとと同様古代人にならって、総体としての社会の権力を自由と取り違えております。かれにとりましては、この社会的権力の活動領域を、実在する人間の生活という制御し難い部分、かれは、その独立性を嘆いておりますが、この部分にまで拡大するための手段であれば、そのすべてが好ましいものと思われたのであります。かれが、その著作の至るところで表明しております遺憾の念は、法律が人間の行動のみを規律するにとどまっている点に関するものであります。かれはおそらく、法律の手が人間の思想や、全く一時的でしかない感想のようなものにまで及ぶこと、さらに、法律が人間に對して法律の羈絆から逃れることのできる隠れ家を与えるに、絶え間なく人間を追求することが望ましいと考えていたのではないでしょうか。かれは、それがどのような国の人民であっても、そこで人民を迫害する手段を見付ければ、すぐさま、その手段が何か新しい発見でもあるかのように考えて、それをモデルとするよう提案しているのであります。かれはまた、あたかも自分自身の仇敵を憎むかのように、個人的自由を憎悪しており、歴史の中に個人的自由を完全に奪われた国民を見いだすや否や、直ちにかれは、たとえその国民が全く政治的自由をもつてない場合でも、その国民を称賛せずにいられなかつたのであります。現にかれは、エジプト人

に夢中になつておりますが、それは、かれの言うところによれば、かれらエジプト人には、それが単なる気晴らしや生理的欲求であつても、それらを含めてすべての事柄が法律によつて規制されていたからであります。そこでは、すべての人びとが立法者の支配下におかれ、一日中、その一刻々々が何らかの義務によつて満たされており、愛情ですらも法律による、尊重されるべき干渉を免れることができなかつたのであります。夫婦間の交わりを次々に交代で始めさせ、また、終わらせるのも、この法律以外の何物でもなかつたのであります。

これと同じ個人の隸属状態に共和主義の外形を結び付けたスバルタも、この哲学者マブリ師の精神に、より以上の激しい熱狂的な歓喜の念を燃え立たせております。巨大な修道院ともいふべき、このスバルタは、かれにとつては完全無欠な共和国の理想であると思われたのであります。そのかれは、アテネに対しましては、真底からこれを深く軽蔑しており、このギリシア第一の国家について、かれはおそらく、フランス・アカデミー¹⁹の会員であつた、ある大貴族がこのアカデミーについて述べた次の言葉、すなわち「何というおぞましい圧制であろうか！そこでは誰もが皆、自分のしたい事を勝手にしているのだ」という言葉を好んで用いたことでしょう。因みに私は、ここでは非、付け加えて申し上げておかなければなりませんが、それは、この大貴族がフランス・アカデミーについて語ったのは、今から三十年前のアカデミーのありのままの姿であった、ということ

であります。

ところで、生まれつき觀察力が備わつてゐたモンテスキューは、マブリ師のような激しい性格の持主ではありませんでしたから、かれと同じ間違いを犯すようなことはけつしてなく、私が先ほど申し上げました古代と近代との違いについても、きわめて強い印象を受けているのであります。ただ、かれの場合、両者間の違いをもたらした、その眞の原因については、これを解説するところまでには至つておりません。

民衆政体のもとに生きていたギリシアの政治家は、自分を支える力として、徳性の力以外の力を認めなかつた。今日の政治家は、われわれに製造業、商業、金融業、財産、それに奢侈すらも含めて、そうしたことについてしか語らないのだ。

つまり、モンテスキューは、この違いを共和政と君主政との違ひに帰因するとしておりますが、この違いは、古代と近代との相反する精神によるものとするべきであります。今や共和国の市民も君主國の臣民も、すべての人びとが享受を欲しているのであります。現在の多様な社会状態におきましては、何人もそのこと、すなわち享受を望まないではいられないであります。フランスの解放以前に、みずから自由にもつとも強い愛着を寄せた人民は、また同時に、生活に必要なあらゆるもののが享受に対しても、非常に強い愛着を抱く人民でもあつたわけであります。つまり、フランスの人民は、とりわけ自由とい

うものに、みずからが執着する享受の保証を見いだしたからこそ、みずからの自由を心から願つたのであります。昔は、自由があつたところでは、人びとは窮乏に耐えることができましたが、今では窮乏があるところでは至るところで、それを甘受するためには人びとは奴隸制を必要とするでしょう。今や、スペルタ人を自由のために育成することよりも、奴隸状態にある人びとをスペルタ人のような人民にしてしまうことの方が、より容易であるかも知れません。

一連の諸事件の流れに沿つて、われわれの革命を指導する地位に押し上げられた人びとは、かれらがそれまでに受けっていた教育の必然的な結果として古代的な、そして今では、すでに根拠のないものとなってしまった主義・主張、それはまた、ただ今、私がとりあげました哲学者たちによつて高く評価されているものであります、そうした主義・主張で凝り固まつた人びとであります。稲妻の閃光のように突如として崇高な真理が啓示され、人の心を引きつける説得力溢れる章句が隨所にちりばめられたルソーの形而上学、また、マブリにみられる、人間のさまざまな情念のすべてに対する厳しい態度、非寛容と憎悪、人間の諸情念をすべて抑制しようとする強い願望、法律の強制機能を過大に評価し、みずからが推奨する事柄と既存の現実との隔たりを極端に強調するかれの信条、さらには財産のみならず所有権それ自体に反対する大げさな表現、これらのすべてがごく最近の生々しい勝利に酔い痴れ、法律の強制力をわが物と

して、その権能をすべての対象に拡げることに満足した人びとを魅了せずにはおかなかつたのであります。こうした人びとにとっては、現実の諸問題を超越し、人間による絶対的支配に呪詛の言葉を投げかけ、法律の条項を公理として作成した、これら二人の著作家たちの権威が、まことに得難い権威とされたのであり、したがつてまた、こうした人びとは、かつては自由であつた諸国において発揮されていた公共の力というものを、自分たちの先達から教えられたとおりに行使しようとしたわけであります。これを要するに、これら革命の指導者たちは、すべての人びとが社会の共同意志に服従すべきであり、個人の諸権利に対する制限は、社会的権力へ参与することによって十分に償われるであろうと、固く信じて疑わなかつたのであります。皆さん、その後の経過は、あなた方が御存知のとおりであります。時代の精神をよく理解したうえでの自由な政治制度であれば、その制度は、おそらく長続きすることができたでしょう。ところが實際には、古代人の体制を再現しようと試みた構築物は、称賛されて然るべき数多くの努力や、英雄的な活動にもかかわらず崩壊してしまいました。その理由は、社会の統制力が個人の独立する必要性そのものをなくしてしまわずに、その独立を全面的に傷つけたからであります。国民は、抽象的な主権に参加することが、その代償として国民に要請される犠牲を払うだけの価値あるものとは考えなかつたのでありますが、その国民に対し、ルソーに依拠して自由を強制する法律は、暴君の

輒が耐え難いものである以上に遙かに峻厳であると繰り返し説かれたのであり、結局、それは無駄に終つてしましました。國民は、このような峻厳な法律を望むことなく、疲れ切った揚句、ときには暴君の輒の方がより好ましいものであるとさえ信じるに至つたのであります。しかし、やがて経験を積むことによつて國民は、その誤まりをみずから悟る時期が到来し、人間の恣意は、最悪の法律より以上に悪いものであるということを實際に体得したのであります。そうは申しましても、法律にもまた、その限界がなくてはなりません。

皆さん、もし、こうした諸事実から当然、引き出されるべきであると私が確信しております意見に、あなた方も賛同していただけるならば、私と共に、次の諸原則が眞実であると、お認めになるでしよう。

すなわち、個人の独立ということが近代のもつとも必要とするものであり、たとえ政治的自由を確立するためであつても、個人の独立を犠牲にするような要求は、絶対にしてはならないということがそれであります。

したがつて、古代の諸共和国にあつて個人の自由を妨害した数多くの、そして、あまりにも称賛され過ぎた諸制度は、いかなるものであれ近代にあつては、それを容認することはできないであります。

皆さん、ただ今、私が述べました真理は今更、それを確認するまでもないことのように思われるかも知れません。たしかに

今日、いくつかの諸政府は、古代の共和国を模倣する傾向をほんと示しておりません。ところが、これら諸政府であつても、共和的諸制度に対し、ほんの少しばかりでも何らかの愛好心がある場合には、それら諸政府に共和的慣行に対する名状し難い愛着の念がみられるのであります。遺憾ながら放逐・国外追放・財産没収を認める慣行がそれであります。これは一八〇二年のことでありますが、私は、特別裁判所に関する一法律に、ギリシアのオストラシズムをフランスに導入する一ヶ条が巧みに挿入されたのを記憶しております。ただし、この条文は、後で撤回されることになりましたが、当時、この条文を認めさせるために、いかに多くの能弁な発言者たちがわれわれにアテネの自由について、そして、この自由を保持するために個人が払わなければならぬありとあらゆる犠牲について語つたか、これは、絶対に間違いない事実であります。同様に、ごく最近でも、小心な政府当局者が遠慮がちに、選挙を自分たちに都合のよいように実施しようとした際、これは少しも共和主義に毒されていない新聞でありますが、その新聞でさえも、好ましくないと思われた候補者を排除するために、ローマの監察制を復活させるよう提案しているのであります。

したがつて私は、私のこうした主張を強固なものとするために、かつて推称された、これら二つの制度について、なお少しばかりお話をさせていただきても、けつして無用な脱線することにはならないと思います。

まずアテネのオストラシズムですが、それは、社会がその構成員に対し、すべての権威を保有しているという前提の下に成り立つており、こうした前提の下では、そこでオストラシズムは正当化されるでしょう。それはまた、ある一個人の影響力が、かれへの信用、かれの支持者、かれの名声などといったものに支えられることによって、しばしば一般大衆の力との間に一定の均衡が保たれる小規模な国家におきましては、外見上、有用性をもつことがありえたかも知れません。しかし、われわれの間では、個人は、社会が尊重しなければならない諸権利を保有しており、また、個人の影響力も、私がすでに述べましたように程度の差はある、無数のさまざまな影響力の中に見失われてしまっているのであります。ある個人の影響力を低下させる必要性を口実にしてなされる迫害は無益であり、それゆえにまた、不当なものとなるのであります。一市民を国外に追放する権利は、それが有罪とされる行為に対して国外追放刑を適用する正式の法律にもとづき、かつ、正規の裁判所の判断によるものでない限り、何人もこれを保有するものではありません。市民をその祖国から、土地の所有者をその土地から、商人をその営業から、夫をその妻から、父をその子から、著作家をその勤勉な思索から、老人をその習慣から引き離す権利は、これを何人も保有しておりません。政治的な国外追放は、すべて政治的な犯罪行為に他ならないのであります。いわゆる公安を口実として、議会によって宣告される国外追放は、そのすべ

てがまさに、この議会それ自身の公安に対する罪に他ならないのであります。そもそも公安とは法律の尊重、正規の手続きの遵守、権利保証の維持にのみ存するからであります。

次に、ローマの監察でありますが、それはオストラシズムと同じく、自由裁量権を前提とするものであります。極度に簡素な習俗の下で貧しい生活を続ける市民のすべてが同じ都市に住み、かれらを国家への関心から遠ざけるいかなる職業にも従事せず、それゆえに常に公権力を監視し、審判する者でもあるような共和国におきましては、監察は、その一面において、より一その影響力を發揮することができますが、また、他の一面におきましては、監察官たちの恣意が、かれら自身に対する、ある種の道徳的監視によって抑制されるという側面もあつたわけであります。ところが共和国の広がり、社会的諸関係の複雑化、さらには文明の高度化によって、監察にその根拠を与えるとともに、その限界ともなつていていた要因が失われると、あのローマにおいてさえ、この制度は急速に衰退していったのであります。それゆえ、監察が善良な習俗を生みだしたのではありません。監察に、その力と効果を發揮せしめたのは、この習俗の簡素さであったのであります。

フランスにおきましては、監察のように恣意的な制度は無用であり、容認し難いものと思われます。社会の現状をみれば、そこでの習俗は微妙に変化し易く把握し難いさまざまなニュアンスをもって構成されておりますから、これをより以上に明確

にしようとしても、それは限りなく、その性質を変えていくでしょう。習俗を把握し、それに何らかの判定を下しうるものは唯一、世論のみであります。なぜなら、世論は本質的に習俗と同じ性質をもっているからであります。おそらく世論は、これをより明確にしようとするならば、実在するあらゆる権威に反逆するでしょう。ある人民を統治する政府が、ローマの監察官のように恣意的な裁定によつて市民を傷つけようとするならば、国民はあげて、政府当局者の決定に承服せず、そうすることによつて、この恣意的な裁定に抗議することになるでしょう。

監察を近代に移植すれば、どのような結果になるか、それについて私がただ今述べましたことは、監察以外のさまざまな社会組織の諸分野についても当てはまるのであります。それにもかかわらず、今なお、われわれに対しまして、ますます繰り返し、大げさに古代の事例が引き合いに出されているのが実状であります。たとえば教育の分野がそれであります。政府が自分の思いどおりに、その人格を形成するために、まだ年端もない幼い子供たちを掌中に収めることができるようにする必要性について、どれほど多くの人びとが語らなかつたでしょうか、また、かれらが自己の主張を裏付けるために、どれほど多くの博学な引用をしなかつたでしょうか？ペルシア人、エジプト人、ガリアやギリシア、さらにはイタリアが次から次へとわれわれの前に姿を現わしているのであります！そうです！皆さん、われわれは、一人の専制君主に従順なペルシア人でもなけ

れば、神官たちに屈服したエジプト人でもなく、また、ドライド僧⁽²¹⁾によって生贊にされるかも知れないガリア人でもなければ、私的生活で奴隸化される代償として社会的権力の分け前に与つたギリシア人やローマ人でもありません。われわれは近代人であります。近代人は、その人々がみずから権利を享受し、他人を害することなく、その好むところに従つてみずから能効力を發揮することを望んでおります。また、自然がわれわれの愛情に委ねた子供たちの能力が発達するよう、子供たちの面倒をみることを望んでおります。そして、その愛情は、それが強ければ強いほど一そく分別のあるものとなり、権力に関しては、その権力が収集しうる教育のため的一般的な諸手段を手に入れてくれる限りにおいてのみ、それを必要とするに過ぎないのであります。それは丁度、旅行者たちが旅行するための大街道だけは権力から提供されたものを受け入れながら、通常の道路は、これをかれらが好きなように選択し、権力の指図には従わないのと同じことであります。宗教もまた、遠い過去の幾世紀にもわたる、危険きわまりない数々の記憶につきまとわれております。現に教義の一体化を願う熱心な人びとがわれわれに対しても、多神教を動搖させた廉により、ソクラステスを死に至らしめたアテネ人や、自^己の父祖たちへの崇拜が忠実に護持されることを祈念し、その後、ほどなく初期のキリスト教徒を野獸の餌食にする結果を招いたアウグストゥス⁽²²⁾の例をあげ、異教の神々を排斥した古代人の戒律を手本にして、カトリック教会の権利を

主張しているのであります。

そこで皆さん、こうした古代の臍^{ウツ}げな記憶を贊美しないように気を付けましょう。われわれは近代に生きているのですから、私は、近代にふさわしい自由を求めております。われわれは、さまざまな君主國の下に生きているのですから、私は謙虚に、これらの君主國がわれわれを抑圧するような手段を古代の共和国から借用しないよう、心から願つてゐるのであります。

繰り返し申しますが個人的自由、これが眞の近代的自由であります。政治的自由は、それを保証するものであります。それゆえにこそ、政治的自由は欠くべからざるものであります。とはいへ、今日の人びとに對して、かつての人びとのように政治的自由のために、かれらの個人的自由のすべてを犠牲にせよと要求することは、これらの人びとから個人的自由を切り離す、もつとも確実な方法であり、もし、そういうことになれば、かれらから直ちに、もう一つの自由、すなわち政治的自由を奪い去る結果になるでしょう。

皆さん、私の考察がけつして政治的自由の価値を低下させようとするものでないことは、あなた方が御承知の通りであります。先ほど、私があなた方に改めて思い起していただいた諸事実から、私は、ある人びとがそこから引き出した結果を引き出そうとするものではありません。かれらは、古代人が自由であったこと、そして、われわれがもはや古代人のようには自由でないことから、われわれは奴隸であるべく運命づけられていると

いう結論を引き出しております。かれらは、ただそれのみが現代世界の状況に適合していると称する、ごく少數の構成要素によって新しい社会状態を作り上げようとしているように思われます。これらの構成要素とは、人びとを怖れさせるための偏見であり、かれらの気を紛らわせるための軽薄さであり、かれらを墮落させるための粗野な快楽であり、かれらを操るための專制政治であります。さらに、より巧妙に、この専制政治に役立つたための実証的な知識と、精密な諸科学が必要であるとされているのであります。しかし、このようなことが、これまでの四千年間に人間の能力がより多くの精神的・物質的諸手段を獲得してきた結果であるとは、まことに奇妙なことではないでしょか。私は、そのように考えることができないのであります。

私は、われわれの近代を古代から区別するさまざまな違いから、これとは全く正反対の結果を引き出すものであります。弱くしなければならないのは断じて保証ではありません。拡大させなければならないのは享受ということであります。私が放棄したいと思うのは、けつして政治的自由ではありません。むしろ私は、政治的自由の、他の諸形態と共に市民的自由をも要求するものであります。政府は、昔もそうでありましたが、根拠のない権力を不当にわが物とする権利をもってはおりません。正当な原因によって成立した政府であっても、過去ほどには個人に対して自由裁量的な優位性を發揮する権利をもつていなければなりません。さらに、われわれは今日でもなお、いつの時代

にも保持しておりました諸権利、すなわち法律に同意を与え、われわれの利害について討論し、われわれがその構成員である国家社会の不可欠な一部分であるという権利を保持しているのであります。しかし政府は、新しい義務をも課せられております。つまり、文明の進歩、幾世紀にもわたって実現された諸変化が権力に対してさまざまな慣習、さまざまな感情、そして諸個人の独立性を、より以上に尊重するよう要請しているのであります。権力は、これらすべての対象について、より慎重な、より高圧的でない取扱いをしなければならなくなっているのであります。

さて、このように厳しく義務づけられている権力の、こうした慎重さは、適切に理解された権力の関心事についても当てはまることであります。なぜなら、近代人にふさわしい自由が古代人に適した自由とは異なるものであるとするならば、古代人には可能であった専制政治は、もはや近代人にとって不可能であるからであります。われわれがしばしば、古代人よりも政治的自由について配慮していないこと、そして、われわれが通常、政治的自由に対する古代人ほど熱意を抱いていないことから、われわれは、政治的自由がわれわれに確保してくれる保証についても、時にはあまりにも、そして、いつも不當にこれを軽視する結果になるかも知れないのであります。とはいって、他方において、われわれは、古代人よりも遙かに個人的自由を心から願っておりますから、もし個人的自由が攻撃されるようなこと

があれば、古代人よりも遙かに巧妙かつ執拗にこれを擁護するでしょう。しかも、次に述べますように、われわれは、個人的自由を擁護するための、古代人にはなかつた諸手段を持つてゐるのであります。

ところで商業というものは、われわれの生活に対する恣意的権力の活動を、昔に比べてより苛酷なものとしますが、それは、われわれの商取引がより多様化すれば、それだけ恣意的権力も多様化した商取引活動を捕捉するために、より以上に多岐にわたり強化される必要があるからであります。とはいって、商業はまた、他面において、われわれがそうした恣意的権力の活動から逃れるのを、より容易にしてくれるものであります。なぜなら、商業が所有権の性質を変化させ、この変化によって所有権が、権力にとってほとんど把握し難いものとなるからであります。

商業は、所有権に新しい性質を与えます。つまり、流通ということがそれであります。流通がなければ、所有権は単なる用益権でしかありません。権力は不斷に、この用益権に対して強い影響を及ぼすことができますが、それは権力がその収益を奪い取ることができます。ところが流通は、社会的権力の活動に対して目には見えないが、打ち破ることのできないう障害物となります。

しかも、商業の波及効果は、それ以上に拡大し、単に個人を解放するばかりでなく、銀行を創設することによって権力から、

その自立性を奪うのであります。

あるフランスの著作家は、貨幣は專制政治のもつとも危険な武器であると言つております。しかし、貨幣は同時に、專制政治に対するもつとも強力な歯止めでもあります。信用は世論に従順であります。力は役に立ちません。貨幣は身を潜め、逃げ去ります。國家のすべての活動は、その効力を失つてしまふのであります。信用は古代人にあつては、これと同じ影響力を持つております。國家のすべての活動は、その効力を失つてしまふのであります。古代人の政府は個人よりも強力でありましたが、今日では、個人は政治権力より強力になつております。富といふものは権力に比較すれば、いつ如何なる場合にも自由に使える力であり、また、どのような利害に対しても権力以上に適用しうるものであります。それゆえ、富は、権力より遙かにより以上に現実的であり、かつ、忠実であります。権力は脅迫しますが、富は報いてくれます。われわれは権力を欺むくことによつて権力から逃避しますが、富の恩恵に浴するためには富に奉仕しなければなりません。富が優位に立たねばならないのであります。

さて、ただ今述べましたのと同じ一連の理由にもとづいて、個人の生活は政治にそれほど組み込まれなくなつております。個人は、みずから財産を政治から遠く離れたところに移転させているのであり、財産と共に私生活でのあらゆる享受をわが物としております。商業は諸国民を接近させ、諸国民にほとんど同じ風俗・習慣を与えております。諸国の指導者たちが敵同士になることはあっても、諸国の人民たちは、すべて同胞なのであります。

そういうわけでありますから、権力は、この現実を甘んじて受け入れるべきであります。われわれは自由を必要としており、それを手に入れるでしょう。とはいへ、われわれが必要とする自由は、古代人の自由とは異なるものであります。それゆえ、われわれの自由には、古代的自由にとってふさわしいものであつたかも知れない組織とは異なる、別の組織が必要となります。古代的自由にあつては、人びとが政治的権利を行使するため、その時間と労力を費やせば費やすほど、自分たちは、より以上に自由であると思つたのであります。今日、われわれが受け入れることのできる自由にあつては、われわれの政治的権利の行使が、われわれの私的な諸利益のためにより多くの時間を残してくれればくれるほど、その自由は、われわれにとって貴重なものとなるでしょう。

したがつて皆さん、代議制が必要となるのは、このような事情があるからであります。代議制は、それによって一国民が自分自身ですることができないか、あるいは、そうすることを望まない事柄を少數の個人に委託する組織以外の何物でもありません。貧しい人びとは、かれらの仕事を自分自身でしますが、裕福な人びとは執事を雇い入れます。前者は古代の諸国民、後者は近代の諸国民それぞれの歴史上の境遇であります。代議制は、自分たちの利益が保全されることを望みながらも、常時、

自分自身でそうするための時間を持たない一般国民によつて、少数の人びとに託された委任に他ならないのであります。とはいへ、執事を雇い入れた富める人びとは、非常識な人間でない限り、執事たちがかれらに課せられた義務をはたしているか、どうか、また、かれらが怠慢でもなければ買収され易い人びとでもなく、無能で役に立たない人びともないか、どうかを注意深く厳格に調査し、さらに、用心深い委任者は、これらの受託者がどのように管理しているかを判断するため、みずからがその管理を委ねた仕事の内容についても、それをよく承知しているのであります。これと同じく、かれらにふさわしい自由を享受する目的で代議制を採用した諸国の人民は、かれらの代表者たちを積極的・恒常的に監視しなければなりませんし、また、あまりに長過ぎない間隔をおいて、その代表者たちがかれら人民の願望を裏切った場合には、その代表者たちを排除し、さらには、その代表者たちが権限を濫用した場合には、その権限を剥奪する権利を留保しておかなければならないのであります。

ところで、先に述べましたとおり、近代的自由は古代的自由と異なつておりますから、当然、近代的自由もまた、古代的自由とは異なる類いの危険に脅かされているのであります。

古代的自由の危険性は、人びとがひたすら社会的権力の共有を確保することに熱心なあまり、個人的権利と、その享受をあまりにも軽視し過ぎるところにありました。

これに対して、近代的自由の危険性といえば、それは、われ

われが自分たちの私的独立の享受と、個人的利益の追求に心を奪われ、あまりにも安易に政治権力を分担するという、われわれの権利を放棄する点にあるのではないかと思われるの(23)あります。

公権力の受託者たちがわれわれに対して、私がただ今述べましたことを奨励するであろうということは必定であります。かれらは、われわれがかれらに服従し、その代償を支払う苦痛以外のあらゆる苦痛から、われわれを免除したいと願つてやまないであります！かれらは、われわれに向かって、こう言うでしょう。「諸君がありとあらゆる努力をする、その目的、諸君にさまざまな仕事をさせる、その動機、諸君がさまざまな希望を抱く、その対象は一体、何でしようか？結局、それは幸福ではないでしょうか？よろしい、幸福のことはわれわれに任せなさい。そうすれば、われわれは諸君に、その幸福を差し上げます。そうすれば、われわれは諸君に、その幸福を差し上げましょう」。いいえ、皆さん、われわれはそうさせてはなりません。その好意がどんなに思いやりのある、魅力的なものであつても、われわれは、権力がその限界を逸脱しないことを心から念願しようではありますか。権力は、あくまで適正であることが必要なであります。われわれは、幸福であることに自分自身が責任を負う覚悟であります。

ところで、もし私が述べてまいりました、これらの享受がさまざまな保証と切り離されているとするならば、われわれは、はたしてこうした享受によって幸福でありうるでしょうか？ま

た、もし、われわれが政治的自由を放棄するならば、われわれは一体、どこにそれらの保証を見いだすことができるでしょうか？皆さん、政治的自由を放棄するということは、丁度、自分は二階にしか住まないのだからということを口実にして、土台のない建物を砂上に建てると言ひ張る人間がどうかしているのとよく似た、狂氣の沙汰に他ならないのであります。

それにしても皆さん、そもそも幸福は、それがどのような種類のものであれ、はたして人類にとって唯一の目的であるということ自体、確かにことありましょうか？もしそうであるとするならば、われわれの生きる道は、きわめて制約されたものになるでしょうし、われわれの使命もまた、あまり立派なものとはいえなくなるでしょう。かりに、ある人間が自己の精神的能力を引き下げ、あるいは、それを制限し、自己の願望を抑制し、さらには、自己の活動力や名声、高邁にして深遠な情熱を投げ捨てても、なおかつ馬鹿にならず、しかも幸福でありうるような、こうした人間は、われわれの中に一人も存在しないのです。そうではありませんか、皆さん、私は、この点でわれわれが、われわれの資質の最良の部分、すなわち、われわれを悩ませ、苦しめる高貴な不安、われわれの知性をより豊かにし、われわれの能力をより向上させようと努力する、この熱意というものを、われわれが持ち合はせていることを証言するものであります。われわれにとって宿命的なものがわれわれに要請しているのは、ただ単に幸福だけではありません。それは、

われわれの自己完成ということであります。そして、先に述べました政治的自由こそ、神がわれわれに与え給うた自己完成のためのもっとも強力にして、かつ効果的な手段に他ならないのであります。

政治的自由は、すべての市民に例外なく、かれらにとつて絶対に尊重すべき価値あるものについて検討し、吟味する仕事を委ねることによって、かれらの精神を強化すると共に、かれらの思想を高貴なものとし、ひいては、かれらすべての間に、ある種の知的平等を実現するのでありますが、この知的平等こそ、人に名譽と力を与えるものとなるのであります。

そこで皆さん、私は、ある一国民がみずからのために、どのようにして政治的自由を規則正しく行使することを可能にする最初の国家体制を樹立するまでに成長したのか、この点をしっかり確認していただきたいのです。私はまた、あらゆる階級に所属し、あらゆる職業に従事する、われわれ同胞の市民たちが突然、かれらの日常的な労働、私的な生業の領域から離れ、国家体制がかれらに託す重要な職務の地平に登場して分別ある選択をし、精力的に反対し、悪しき企みを挫折させ、脅迫を物ともせず、誘惑に対しても堂々とこれに抵抗する姿をも確認していただきたいのです。そして最後に、私は、われわれの都市にあっては他を圧倒し、山間僻地の小部落に活気を与え、われわれの仕事場に浸透し、農村に生氣を呼び戻し、有益な労働に勤しむ農夫や、その仕事に有能な商人たちの公正

であり、かつ、健全な精神に、権利とそれを保証する必要性についての自覚を充满せしめる純粹にして根源的な、心からなる愛国心に注目していただきたいのであります。そして、これらの農夫や商人こそ、それまでかれらが蒙ってきた数々の不幸の歴史を熟知し、それらの不幸からみずからを救済するために必要とされる解決策についても、これをよく承知していたのであります。こうした人びとが二十年後にフランス全体をその視野に收め、国民的感謝の伝達者となり、みずからの投票によって、もっとも高名な自由の擁護者に宿した原則への忠誠心に報いたのであります。

それゆえ、皆さん、私があなた方にお話し致しました二種類の自由の、そのいずれをも絶対に放棄しないでいただきたいであります。私がここで述べましたところの二つの自由は、相互に結合されるべきものであります。ある著名な中世共和国史の著者が述べておりますとおり、政治制度というものは、人類に与えられた、さまざまの使命を全うするためのものでありますから、政治制度によつて、可能な限り多数の市民を最高の道德的尊厳の域にまで高めることができれば、それだけより以上に政治制度の目標が達成されるのであります。

立法者の仕事は、立法者が人民を平穏化するだけでは完全に成就したことになりません。この人民が満足している場合であつても、なお立法者には多くのすべき仕事が残されております。政治制度は、市民の精神的教育をも達成しなければならないの

であります。すなわち、市民の個人的権利を尊重し、かれらの独立に留意しながら、また、かれらの職業活動を妨げることなく、しかも同時に、市民の影響力が国事についても發揮され、かれらが自己の決断と投票を通じて権力の行使に協力するよう呼びかけ、かれらの意見が表明されることによって権力を抑制し、監視する権利をかれらのために保証すること、さらにまた、実践を通じて市民をこれらの高度な職務に習熟させることにより、かれらにこうした職務を遂行することへの希望と、そのための能力とを同時に与えること、以上に述べましたことが政治制度に課せられた義務に他ならないのであります。

〔訳註〕

(1) 大革命の勃発時、コンスタンはフランス国外にあり、直接、これに関与したわけではないが、この革命には多大の关心を寄せ、かれの年譜 T. Todorov, *op. cit.*, *Chronologie* pp. 193~202. によれば、E. ベーク『フランス革命の省察』が刊行されると逸早く、これを批判する論文(ただし未完)を書こうとしたと伝えられる。しかし、同じく年譜によれば、かれは、一七九四年のテルミドールの反動、恐怖政治の終焉を喜び迎え、その翌年五月に一時帰国し、旧ジロンド派、とりわけ国民公会議長ジャン・リバプティスト・ルーヴェと親交を結んだとあるから、かれが恐怖政治を否

認する立場にあったことは明白である。したがって、ここで多くの不幸をもたらした時期とは、この恐怖政治の時期を指していると思われる。

(2) *Lacédémone* 古代ギリシア、ペロポネソス半島の南部ラコニア地方の異称。また、この地方の中心都市であったスパルタの古名ともなっている。

(3) *les Gaulois* 古代ローマの属州ガリア地方（現在のフランス、ベルギー、オランダ、スイスに該当する地域）に居住したケルト人。古代ローマ人は、これをガリア人と呼んだ。

(4) *les Éphores* 古代ギリシア、スパルタにおいて最高の権力をもつた役人、通常、監督官と訳される。本文にあるとおり、五名からなり、任期は一年とされた。紀元前六世紀以来、行政・司法・教育上の権限をもち、王以下の官職者を監督すると共に市民の日常生活まで、これを厳しく監視した。また、軍事面でも軍を召集し、その規模を決定したとされる。紀元前二二七年頃、一時廃止されたが、間もなく復活し、紀元後二〇〇年頃まで、その権限を縮小しながら存続した。

(5) *les tribuns* 古代ローマの平民の指導者、のちに官職名となる。

紀元前五世紀初頭、貴族との身分闘争で平民の指導者であったものが、両者間の闘争が終わった後も存続し、紀元前四五七年頃から毎年一〇人が平民会で選挙されるようになった。その役割は、平民の生命・財産を擁護することにあり、そのために政務官の行政、選挙、立法、元老院議決に対して拒否・干渉を行い、また、みずから平民会を召集して、これを主宰した。紀元前二世紀、グラックス兄弟の改革運動後は、議民官制を敵視した貴族によって議民官の権限が制限されたが、紀元前七〇年頃には、その機能が

完全に旧に復した。帝政時代にも、この官職は存続したが、本来の意味を喪失するに至った。

(6) *Terpandre* 紀元前七世紀頃の古代ギリシアの詩人、音楽家。レスボス島のアンティツサに生まれたが、神託によってスパルタに移住し、音楽学校を設立するなどして活躍したと伝えられる。本講演中の挿話にみるとおり、エフォロイの咎を受けたテルパンドロスは、編者M・ゴーシュの註記によれば罰金刑に処せられたらしい。

(7) *les censeurs* ラテン語ではケンソル censor、古代ローマの高級政務官。市民登録原簿の作成を主な職務として紀元前四四三年に設けられた。はじめは四年、後に五年毎に民会によって二名のケンソルが選出され、任期は一年半とされた。その後、市民登録の他にも市民資格判定権が与えられ、さらに市民や公職者の非行の追及、元老院議員の監視・任免権にまで及び、その権限は紀元前三世紀から一世紀にかけて絶大なものとなつた。しかし、帝政期には権限の多くが皇帝に帰して有名無実化し、紀元前八四年にはドミティアヌ皇帝がみずから終身ケンソルとなり、その職務は完全に名目化した。

(8) 編者M・ゴーシュの註記によれば、コンドルセは、その『公教育に関する覚書』*Mémoire sur l'instruction publique* に、次のように述べているとされている。「古代人は、この種の自由（個人的自由＝訳者）に関する観念を持っていなかつた。かれらは、その政治制度において、こうした自由を無に帰せしめることのみを目指していたように思われる。かれらは、立法者の構想する制度に受け入れられる観念や感情のみを人間に残すことを欲していのである。かれらにとって自然是、ただ法律のみがそなへね」とある。

調節し、その運動を制御する機械を創造したに過ぎない」。(*Oeuvres complètes*, Paris, 1847~1849, tome VII, p. 202.)

(9) les colonnes d'Hercule ハブルタル海峡の両側にくらクレスが建てたと伝えられる二本の柱。クラクレスは、古代ギリシアの神話伝説中の重要な英雄であり、苦難に耐えて悪魔や怪物を退治し、死後は神々の列に加えられたとされ、ギリシア各地で崇拜された。

(10) Xénophon (紀元前四〇〇年頃—三五四年頃) 古代ギリシアの軍人、歴史家。アテネに生まれ、コリントにて没。ソクラテスの弟子の一人であったが、紀元前四〇一年、ペルシア王子キユロスの反乱に加わり、キユロスの敗死後、ギリシア人傭兵一万人を率いて帰国した。その後スパルタ王アゲシラオスに仕え、コロネイアでアテネ軍と戦い、アテネを追放されたが、スパルタからスキルスに領地を与えた。この地で約五年間、静かな文筆生活を送った。かれの大作『アナバシス』『ヘレニカ』(紀元前四一一年から)〔六二年までのギリシア史〕は、この地で生まれたとされてゐる。

(11) la guerre du Péloponnèse 紀元前四三一年から四〇四年にかけてアテネを盟主とするデロス同盟と、スパルタを盟主とするペロポネソス同盟とが古代ギリシア世界を一分して戦った戦争。紀元前四二一年にはニキアスの和約が成立したが、その後もアテネ側の反スパルタ活動が続けられ、紀元前四一五年に始まるアテネのシチリア遠征が大失敗に終わると、それ以後、スパルタ側が優勢となり、紀元前四〇五年のアイゴスボタモイの海戦にアテネ艦隊が撃破されたのを契機として、その翌年、アテネ側が降伏し、戦争は終結した。その結果、ギリシアにおけるスパルタの霸権が

確立したが、この戦争によってギリシア全土のポリス世界そのものが衰退に向かうことになる。

(12) Isocrate (紀元前三九二年頃—三三八年) アテネの修辞家、政治評論家。紀元前三九二年頃アテネに学校を開き、修辞を中心にして教養と道徳の研鑽を説いた。政治評論の面では、ポリスが分立抗争を停止し、統一してペルシア征討に当るべきであると主張した。かれの技巧に富んだ文章は散文の模範とされ、キケロを通じて近代まで大きな影響をもつたとされている。

(13) 編者M・コーシュの註記するところによれば、この哲学者とは前出、クセノフォンであるとされる。

(14) Périclès (紀元前四九五年頃—四一九年) 古典古代ギリシアの最盛期を代表するアテネの政治家。かれの活躍した時期はまた、デロス同盟の全盛期でもあり、ペルシアとスパルタに同時に対抗して同盟諸市の結束を固めた。しかし、紀元前四三一年にペロポネソス戦争が勃発した翌年、アテネに流行した疫病の犠牲となつて世を去った。かれの長期にわたるアテネ民主政の指導は、民主政を衆愚政に陥らせなかつた点で、その功績は大であったといえよう。

(15) le combat des Arginuses 紀元前四〇六年、ペロポネソス戦争末期の海戦。アテネ海軍は、この海戦で勝利を収めたが、暴風のために多くの艦船と兵士を失い、このため、生還した六人の将軍が一括裁判によって全員、死刑に処せられた。

(16) l'ostracisme ギリシア語ではオストラキスモス、通常、陶片追放と訳される。紀元前五世紀、民主政下のアテネに設けられていた、僭主となる恐れのある人物を市民の秘密投票によって国外に追放する制度をいう。投票に際しては陶片が用いられた。国外へ

の追放は一〇年間であつたが、それによつて市民権が剥奪されたり、財産が没収されたりすることはなかつた。しかし、この制度は、政争に際して反対派の政治家を追放するための手段として悪用されることが多くなり、紀元前四一八年に行われたのを最後として、その機能を停止した。民主政下のアテネにおけるこの制度は、徹底した政治的平等をめざす動きの顯著な現われであったといふよう。

(17) *レ・ジド・コンスタン*が述べているルソーへの言及の仕方は、編者

M・ゴーシュの註記によれば、かれがすでに『政治の諸原理』第一章「人民主権について」において、ルソーに対する批判的検討を済ませているところからして、やや奇異の感がしないでもないとされていふ。

(18) *l'abbé de Mably* (一七〇九年—一七八五年) フランスの歴史家、哲学者。パリの神学校に学んだが僧籍を離れ、外交官となる。一七四六年に外交官職を引退後は著述に専念した。一七五〇年代以降、共和主義思想を深め、ルソーと並び称される社会批判を開いて、バブーフら革命期の思想家に影響を与えた。理念的な平等社会を夢見るマブリには、神の定めた普遍的道徳律に対する信念があり、その著作の一つ『立法について』では私有財産を否定し、あらゆる財貨の共有制の上に築かれる共産主義社会を主張した。

(19) *l'Académie française* |K|五五年、ルイ十三世の宰相リシュリューがフランス語の統一と純化という文化政策の一環として設置したのが、その起源とされる。会員は四〇人とされ、終身制で「不滅の四〇人」と呼ばれ、欠員が生ずると立候補者中から現会員が秘密投票で補充する。歴史的には十八世紀後半、百科全書派

の牙城となり、大革命時には一時廃止されたが一八〇三年に復活した。十九世紀、自由主義者とカトリック保守派の争いの場となつたが、その本来の目的である国語辞典と文法の制定作業は続けられ、現在も『アカデミー辞典』第九版が準備中とのことである。

(20) この引用文は、モンテスキュー『法の精神』、第三篇、第三章「民主制の原理について」からのものである。

(21) *les druides* 古代ケルト人の間の宗教上の指導者、司祭階級を

いう。紀元前七世紀頃から姿を現わし、その最盛期は紀元前二、三世紀頃とされている。かれらは靈魂の不滅を信じて動植物の姿をとる神々を崇拜し、とくにヤドリギやオークを神聖視したが、ここでコンスタンが述べているように人身御供や占星なども盛んに行なつた。かれらはまた、宗教活動の他にも公私の争いを裁く裁判官の役割や、民衆の教化活動にも従事し、高い地位と名誉が与えられた。歴史家タキトゥスによれば紀元後六一年、その本拠地ブリタニアのモナ（現在のウェールズ、アングルシー島）がローマ軍に攻撃され、多数のドルイドも虐殺されて組織は壊滅的打撃を蒙り、やがてキリスト教の普及と共に消滅した。

(22) *Auguste* (アウグストゥス Augustus) はラテン名、紀元前六三年—紀元後一四年) 幼名ガイウス・オクタウィウス。父の死後はカエサルの保護をうけ、紀元前四四年にカエサルが暗殺された後、みずからがカエサルの後継者に指名されていたことを知り、ガイウス・ユリウス・カエサル・オクタウィアヌスと改名。紀元前三一年、アントニウス、クレオパトラの連合軍をアクティウムの海戦で破り、ローマの単独支配者となつたかれは、紀元前二七年、共和政の復興を宣言し、国家をみずから権限から元老院とローマ人民に委ねたが、元老院は、その功によつてかれにアウグ

ストゥス（尊厳なる者）の称号を贈り、かれは事実上の皇帝に等しい地位に昇った。さらに、かれは紀元前一二年に大神官となつて、ローマ国家における宗教上の最高位につき、また、紀元前二年には「國父」の尊称を授与され、こうしてかれは、その存命中から神的礼拝の対象とされる身となつたのである。

(23) 編者M・ゴーシュは、ここでコンスタンの指摘が後年、トックヴィルの『アメリカにおける民主主義』第四部、とりわけその第五章および第六章に述べられている民主主義の大衆化と、その問題性——そこでの権力の集中と多数者の圧制——を見せしめるものであると註記している。

(24) コンスタンがここで「もつとも高名な自由の擁護者」と述べて称賛している人物は、編者M・ゴーシュの註記によればラファイエットである。かれは復古王政下にあってコンスタンと共に自由派の指導者として活躍し、この講演があつた年の前年、すなわち一八一八年十月には、サルト県選出の国会（代議院）議員に当選している。コンスタンは、講演中のこの箇所で、その事実を念頭にしていたのであろう。

(25) これも編者M・ゴーシュの註記によれば本書、正式には『中世イタリアの諸共和国史』（一八〇八年刊）の著者はスイスの歴史家、経済学者のシスモンディであり、かれは本書を通じて、親交のあつたコンスタンに多大の影響を与えたのではないか、と推測している。